

## ふじM a a S推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会の名称は、ふじM a a S推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (定義)

第2条 「ふじM a a S」とは、「I C TやA I等のデジタル技術や交通資源、地域資源等を有効活用し、地域公共交通の維持・活性化など、移動の観点から富士地域の課題解決に資する取組」をいう。

### (基本理念)

第3条 協議会の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 持続可能な交通ネットワークの構築
- (2) だれもが自由かつ快適に移動できる移動環境の実現
- (3) デジタル技術の利活用による地域経済の活性化や生産性向上
- (4) 多分野との連携等による付加価値の高い移動サービスの実現

### (目的)

第4条 協議会は、前条に掲げる基本理念を実現するため、ふじM a a Sを推進することを目的とする。

### (事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ふじM a a Sの推進に資する情報の共有に関すること。
- (2) ふじM a a Sの推進に資する企画及び運営に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他前条の目的達成のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第6条 協議会は、第3条に規定する基本理念に賛同する会員及びオブザーバーをもって組織する。

- 2 会員は、協議会の事業の推進に協力する企業、団体等とする。
- 3 オブザーバーは、協議会の事業に当たって連携が必要な行政機関、研究機関等とする。

### (会長)

第7条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、富士市の主管の副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名するものがその職務を代理する。

(入会)

第8条 協議会の会員になることを希望する者（以下「希望者」という。）は、入会申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項により希望者から前項に規定する入会申込書の提出があったときは、会長は、第3条の基本理念の実現に寄与するものと認められる場合には入会を承諾するものとする。
- 3 会長は、必要に応じてオブザーバーを追加することができるものとする。

(欠格事由)

第9条 次の各号に掲げる者は、会員及びオブザーバーとなることができない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその人を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるもの
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるもの
- (4) 役員等が、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (5) 前各号に規定するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるもの

(退会)

第10条 協議会からの退会を希望する会員及びオブザーバーは、退会しようとする日の1か月前までに退会届出書（様式第2号）を事務局に提出するものとする。

- 2 会長は、会員及びオブザーバーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員及びオブザーバーを退会させることができる。
  - (1) 本規約を遵守しないとき、又は協議会の名誉を毀損する行為があったとき。
  - (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会員が会議に出席できないときは、会員の所属する団体等の中から代理者を出席させることができる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会員及びオブザーバー以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第 12 条 第 5 条各号に掲げる事業について調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(秘密の保持)

第 13 条 協議会の活動において知り得た他の会員及びオブザーバーの技術的な情報及び秘密情報のうち、秘密である旨明示された情報については、協議会への参画期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、開示等の際に既に公表されている場合や開示する情報に関する全ての当事者の承諾を事前に得た場合は、この限りでない。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務局は、富士市都市整備部都市計画課に置く。

2 事務局長は、富士市都市整備部都市計画課長をもって充てる。

(雑則)

第 15 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 5 月 1 0 日から施行する。